資料７　「犬及びねこの引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置についての改正素案」に対する意見

第１　犬及び猫の引取り

１　都道府県等（法第 35 条第１項に規定する都道府県等をいう。以下同じ。）の長（以下「都道府県知事等」という。）は、犬又は猫の引取りの場所等の指定に当たっては、住民の便宜を考慮するとともに、引取りの場所等について、住民への周知徹底に努めること。また、都道府県等は、この引取り措置は、緊急避難として位置付けられたものであり、今後の終生飼養、みだりな繁殖の防止等の所有者又は占有者の責任の徹底につれて減少していくべきものであるとの観点に立って、引取りの拒否又は引取りを行うように努めること。

＜該当箇所＞

１　都道府県等（法第 35 条第１項に規定する都道府県等をいう。以下同じ。）の長（以下「都道府県知事等」という。）は、犬又は猫の引取りの場所等の指定に当たっては、住民の便宜を考慮するとともに、引取りの場所等について、住民への周知徹底に努めること。

＜意見内容＞

上記一文は削除すべき。

＜理由＞

犬猫が不要になったと終生飼養しない住民に対して、便宜を図る必要はない。また周知することで、放棄することに対する抵抗感が薄れ安易な放棄も増えることも予想される。青少年への「動物の命に対する」心理的な影響も心配される。

４　都道府県知事等は、法第 35 条第１項又は第３項に 2 より引き取った犬又はねこについて、引取り又は拾得の日時及び場所、引取り事由並びに特徴（種類、大きさ、毛色、毛の長短、性別、推定年月齢、装着している首輪等の識別器具の種類及びそれに付されている情報等）を台帳に記入すること。この場合において、所有者が判明していないときは、都道府県知事等は、拾得場所を管轄する市町村の長に対し、当該台帳に記入した事項を通知するとともに、狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第６条第８項の規定に準ずる措置を採るよう協力を求めること。ただし、他の法令に別段の定めがある場合を除き、明らかに所有者がいないと認められる場合等にあっては、この限りでない。

＜該当箇所＞

首輪等の識別器具の種類

＜意見内容＞

首輪等の識別器具の種類は、首輪等ではなく、首輪、マイクロチップとすべき。

＜理由＞

環境省や獣医師会、愛護団体等でも推奨、普及活動していて、将来的にマイクロチップが普及すると予想される。

５　都道府県知事等は、法第 35 条第２項の規定により引き取った犬又はねこについて、マイクロチップ等の識別器具等の装着又は施術の状況について確認するように努めること。ただし、識別器具の装着ができないと考えられる幼齢の犬又はねこについては、この限りではない。

＜該当箇所＞

マイクロチップ等の識別器具等の装着又は施術の状況について確認するように努めること。ただし、識別器具の装着ができないと考えられる幼齢の犬又はねこについては、この限りではない。

＜意見内容＞

マイクロチップ等の識別器具等の装着又は施術の状況について確認する。とする。ただし、識別器具の装着ができないと考えられる幼齢の犬又はねこについては、この限りではない。の一文は削除する。

＜理由＞

マイクロチップ等の識別器具等の装着又は施術の状況については、情報の見逃しを防ぐため必ず確認する。また、マイクロチップの装着は幼齢でも可能である。事実、譲渡の際に幼齢の犬猫にも装着している愛護団体もある。また、ペットショップでも装着し販売しているところもある。

６　都道府県知事等は、法第 35 条第１項又は第２項の規定により引き取った犬又はねこについて、必要に応じて治療を行うこと。ただし、治療を加えても生存することができず、又は治療することがかえって苦痛を与え、若しくは長引かせる結果になる場合等、死期を早めることが適当であると獣医師又は都道府県知事等が判断した場合にあっては、この限りでない。

＜該当箇所＞

獣医師又は都道府県知事等が判断した場合にあっては、この限りでない。

＜意見内容＞

獣医師又は都道府県知事等が判断した場合にあっては、この限りでない。の、又は都道府県知事等が　は削除すべき。

＜理由＞

動物が重篤な状態で安楽殺の必要があるかの判断は、専門家である獣医師がすべきだから。

第３　保管、返還及び譲渡し
５ 保管動物の譲渡しに当たっては、飼養を希望する者に対して事前に飼養方法等に関する講習等を行うとともに、マイクロチップの装着及び不妊又は去勢の措置が確実に行われるようにするための措置を講じるように努めること。また、飼養を希望する者が第二種動物取扱業に該当する場合にあっては、適切に届出がなされているか等について確認を行うこと。

＜該当箇所＞
保管動物の譲渡しに当たっては、飼養を希望する者に対して事前に飼養方法等に関する講習等を行うとともに、マイクロチップの装着及び不妊又は去勢の措置が確実に行われるようにするための措置を講じるように努めること。

＜意見内容＞
措置が確実に行われるようにするための措置を講じるように努めること。講じるように努めることを　措置を講じ、とし犬は自治体への登録を追加する。以下。
保管動物の譲渡しに当たっては、飼養を希望する者に対して事前に飼養方法等に関する講習等を行うとともに、マイクロチップの装着及び不妊又は去勢の措置が確実に行われる措置を講じ、犬は自治体へ登録すること。

＜理由＞
犬を登録することは法定義務であるし、実際登録自体を知らない人も多いから。

６ 施設における保管の期間は、できる限り、保管動物の所有者、飼養を希望する者等の便宜等を考慮して定めるように努めること。

＜該当箇所＞

飼養を希望する者等の便宜等を考慮して定めるように努めること。

＜意見内容＞

考慮しての後に「長期間」を追記し、飼養を希望する者等の便宜等を考慮して長期間保管するように努めること。　とする。

＜理由＞

保管期間が長くなれば、周知する機会や譲渡のチャンスが増え、譲渡される可能性が高まるため。

８ 保管動物の所有者及び飼養を希望する者の便宜を考慮して返還及び譲渡しを行う場所等の指定を行うとともに、それらについて周知に努めること。

＜該当箇所＞

返還及び譲渡しを行う場所等の指定を行うとともに、

＜意見内容＞

場所だけではなく、日時にも考慮する。以下、保管動物の所有者及び飼養を希望する者の便宜を考慮して返還及び譲渡しを行う場所、日時等の指定を行うとともに、それらについて周知に努めること。

＜理由＞

1 匹でも多くの犬猫に生存の機会を与えるために、平日の通常時間での対応では不十分である。平日は時間の延長や土日祭日などは月に何度か定期的に譲渡窓口を開設すべき。